

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社バリュー・スタッフに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社バリュー・スタッフに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年6月28日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社バリュー・スタッフに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社バリュー・スタッフ（「バリュー・スタッフ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、バリュー・スタッフの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、バリュー・スタッフがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

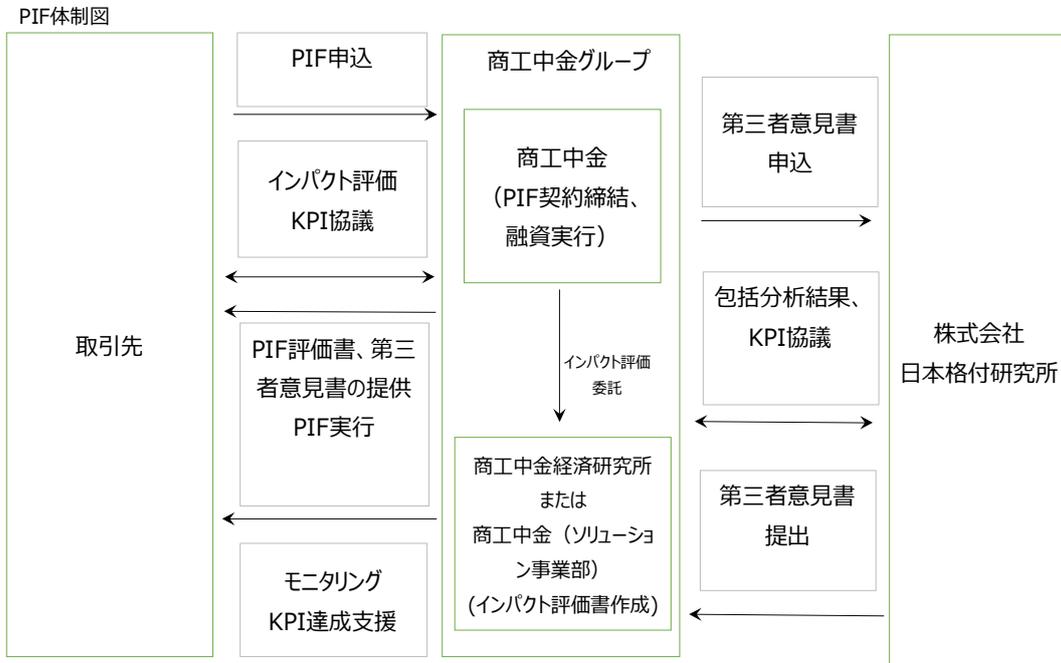
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるバリュー・スタッフから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

小山 恵美

小山 恵美



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年6月28日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社バリュー・スタッフ（以下、バリュー・スタッフ）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、バリュー・スタッフの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社バリュー・スタッフ
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 6 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

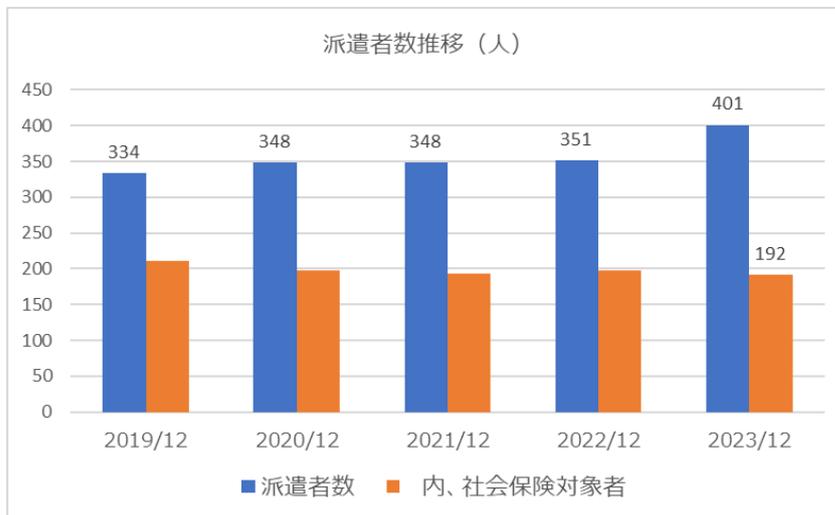
本社所在地	大阪府大阪市中央区南船場 2-5-12 クリスタファイブ 7F
設立	2007 年 1 月 9 日
資本金	75,000,000 円
従業員数	433 名（2024 年 2 月 1 日現在 パート、派遣事業に係る社員含む）
事業内容	人材派遣事業、人材紹介事業、不動産業事業、販促品販売事業、教育（リスキリング）事業
主要取引先	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 株式会社エディオン ダイキン・コンシューマ・マーケティング株式会社 株式会社電通デジタル 他

【事業内容】

バリュー・スタッフは、家電量販店に勤務していた創業者（三宅 康裕氏）が家電販売員不足に着目して販売員の派遣事業を開始し、家電量販店で販売されるエアコン等の設置工事や太陽光設備の設置販売事業（電気工事業）、家電量販店で扱うノベルティグッズ等の販促品販売事業、さらに不動産の仲介・売買等を行う不動産事業と事業領域を拡大してきた。更に 2023 年 12 月には学校法人 OCC（以下、OCC）（法人概要は P5 「主要な OCC グループ企業」参照）と資本提携を行い、①外国人留学生を中心とした人材派遣事業、②保育者、元保育者、サービス業・接客業従事者等を対象としたリスティング事業に進出することを計画している。

既存事業である家電量販店への人材派遣事業については、派遣契約の大半を家電メーカー等を行っている状況である。家電量販店は、店頭での販売員を家電メーカー等からの派遣に依存している場合が多いと言われている。要因は家電商品が高機能化し、家電量販店の自社販売員のみでは顧客が要望する商品知識を提供することが困難となっていること等が指摘されている。一方、家電メーカーから派遣された販売員は、派遣元の製品の販売促進に注力する等、来店客のニーズに対して適切な商品情報の提供が行われないリスクや家電量販店の販売員の商品知識向上が進まない等の課題も指摘されている。家電量販店の一部には販売員派遣依頼を中止したり、今後数年掛けて中止する方針を表面している家電量販店もある状況である。更に家電メーカー等側にも、量販店に社員を派遣する負担が大きくなっており、バリュー・スタッフは家電量販店側のニーズ「自社販売員のみで来客対応する」、家電メーカー等側のニーズ「販売員（社員）を派遣することが負担となっている」に対応するために、双方に人材を派遣することで、そのニーズに対応している。

資料①：バリュー・スタッフの派遣者数推移



出典：バリュー・スタッフから提供されたものを商工中金経済研究所で集計

新たに取り組んでいる外国人留学生を中心とした人材派遣事業については、OCC が運営している大阪キリスト教短期大学で 2023 年 10 月より新設された日本語別科^{※2}、2024 年 4 月に新設された介護福祉別科、DX グローバルクラスに入学する外国人留学生に対して、①アルバイト（原則週 28 時間、夏休み等の長期休暇中は 1 日 8 時間）先の紹介、②資格取得後の就職先の紹介を行うものである。大阪キリスト

教短期大学で外国人留学生に「介護福祉士」や「基本情報技術者」取得に向けた教育を行い、バリュー・スタッフで、人材不足が顕著な介護業界や IT 人材不足に苦慮している中小企業等に人材（留学生）を紹介（供給）する方針である。

- ※2 日本語別科は「留学生別科」とも言われ、学校教育法第 57 条に「大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修行年限は 1 年以上とする」と定められている。大阪キリスト教短期大学の場合は、日本語別科で日本語や日本事業・日本文化等を学び、その後に介護福祉別科や DX グローバルクラスに進むことを想定している。

大阪キリスト教短期大学では、外国人留学生に対して全寮制を募集条件とし、留学生向けの寮は民間の賃貸物件を活用する方針である。賃貸物件の確保は、バリュー・スタッフの不動産事業に係るネットワークを活用して実施しており、本件によりバリュー・スタッフの管理物件数の増加にも繋がっている。

介護人材やデジタル人材は、今後必要となる人材が大幅に増加することが見込まれる一方、国内での生産人口の減少により大幅な担い手不足が想定されている。介護人材不足は、2040 年度には約 69 万人に達する（出典：厚生労働省「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について（2021 年 7 月）」）と試算されている。

デジタル人材に関しては、日本政府は 2026 年度末までにデジタル推進人材 230 万人を育成する方針（出典：内閣官房「デジタル田園都市国家基本方針について（2022 年 6 月）」）を示している。

日本政府は、介護人材不足に対応するために 2017 年に外国人の在留資格に「介護福祉士（日本の介護福祉養成施設（大学、専門学校等）に通学し、卒業して資格を取得した）」を追加、更に 2023 年 4 月には内閣総理大臣を議長とする「教育未来創造会議」において 2033 年までに外国人留学生受け入れを 40 万人まで拡大する計画を策定する方針を打ち出し、介護人材・デジタル人材不足等にも対応しようとしている。

OCC グループは、「留学生の受け入れから日本語教育・介護福祉教育・IT 教育」、「日本での住居の確保・アルバイト先の紹介」、「資格取得後の就職先の紹介」まで一貫して対応することにより、外国人留学生に安心して日本に来てもらう体制を構築することで、外国人留学生を積極的に受け入れ、社会問題化している介護・デジタル分野の人材不足解消に貢献する方針である。

保育者、元保育者、サービス業・接客業従事者等を対象とした教育（リスキリング）事業に関しては、大阪キリスト教短期大学と協力して、セカンドキャリアをサポートしていくものである。大阪キリスト教短期大学は、70 年にわたり「保育者」等の育成を行ってきたが、卒業生した保育者は、一般的に、勤務開始後 1 年以内に離職する割合が 25%、3 年以内の場合は、約半数が離職してしまう上に、離職後は保育業界以外のサービス業・接客業等にてパート・アルバイトとして働いている人が大勢いると分析している。厚生労働省「保育士の現状と主な取組（保育の現場・職業の魅力向上検討会（第 6 回）資料）（2020 年 9 月）」によると、2018 年時点で、保育士登録者数は約 154 万人に対して、従事者数は約 59 万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者が約 95 万人と非常に多い状況となっている。

OCCとバリュー・スタッフは共同で、このような現状の問題を解消するために、学び直しの機会（WEB環境で行う）を提供し、セカンドキャリアをサポートしていく意向である。

【事業拠点】

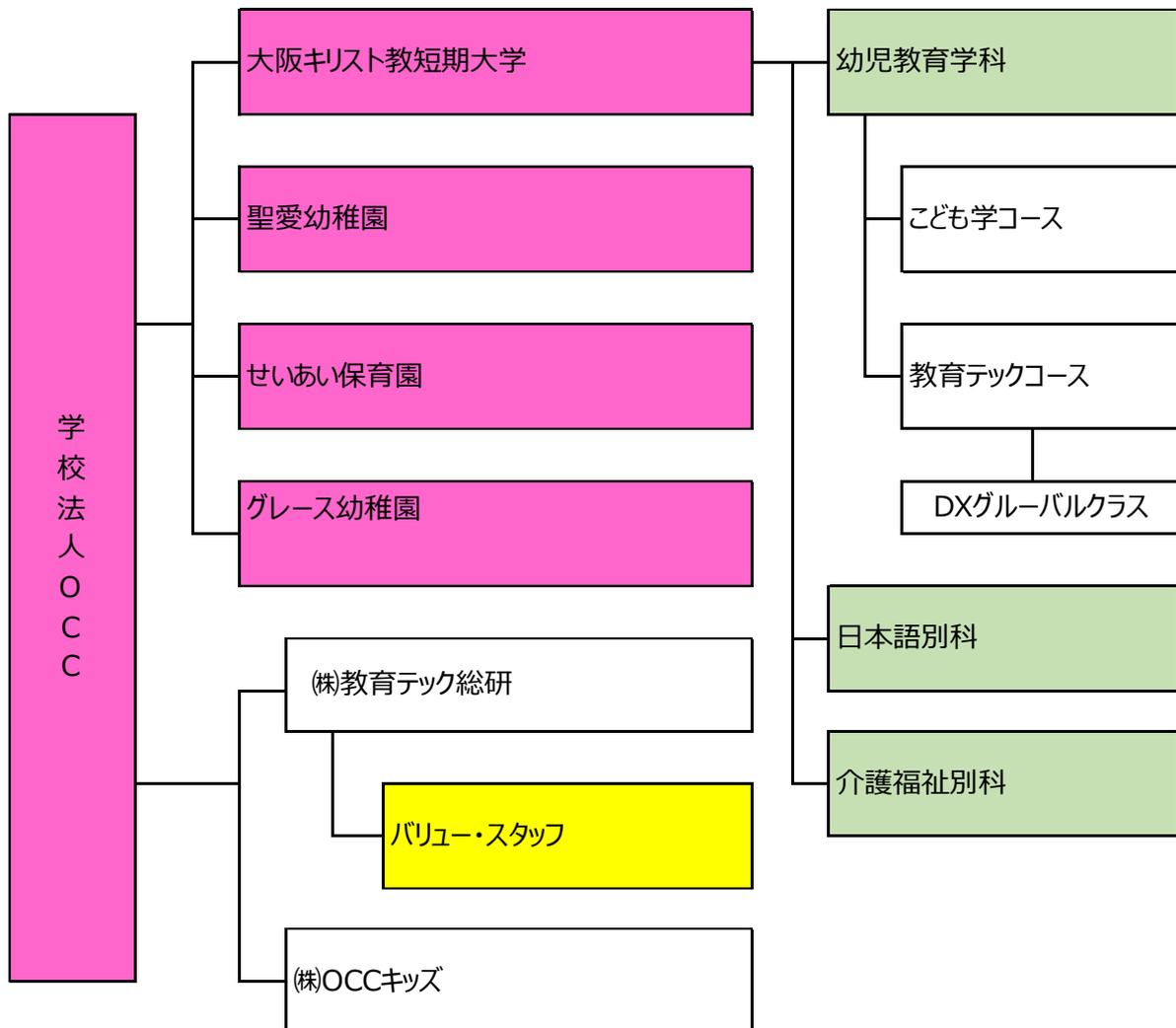
拠点名	住所・機能等	特徴等
大阪本社	大阪市中央区南船場 2 丁目 5 番 12 号 クリスタファイブ 7F 総務（間接部門） 人材派遣部門 不動産部門 その他部門 派遣登録社員（有期）	従業員 30 名（パート含む） 内、従業員 3 名 内、従業員 12 名 内、従業員 6 名 内、従業員 9 名 契約社員 401 名 営業車両数 7 台
東京本社	東京都新宿区西新宿 7 丁目 1-12 クロスオフィス新宿 4F	従業員 2 名

【主要なグループ企業】

企業名	沿革、事業内容等
学校法人 OCC (旧名称： 学校法人大阪キリスト教学院)	【所在地】 大阪市阿倍野区丸山通 1 丁目 3-61 【事業内容】 大阪キリスト教短期大学の運営 付属幼稚園（2 施設）・付属保育園（1 施設）の運営 【沿革】 1952 年 学校法人大阪基督教学院を創設、大阪基督教短期大学（神学科、保育科）を開設 1988 年 大阪キリスト教学院、大阪キリスト教短期大学に名称変更 2024 年 大阪キリスト教学院を「OCC」に名称変更
大阪キリスト教短期大学	幼児教育学科（定員 167 名） こども学コース 「幼稚園教諭 2 種免許」「保育士」の資格取得 教育テックコース（DX グローバルクラス） 外国人留学生を対象に日本の ICT 国家資格を目指す 日本語別科（2023 年 10 月新設） 春期（4 月入学）進学 2 年コース（定員 240 名） 秋期（10 月入学）進学 1 年 6 ヶ月コース（定員 240 名） 介護福祉別科（2024 年 4 月新設） 外国人を対象に介護福祉士を養成 2 年コース（定員 80 名）

	外国人留学生は全寮制（教育テックコース、日本語別科、介護福祉別科）
--	-----------------------------------

資料②：OCCグループの構成



出典：商工中金経済研究所が作成

資料③：大阪キリスト教短期大学



出典：OCCのHPより

【沿革】

2007年1月	バリュー・スタッフを設立
2007年4月	一般労働者派遣業許可を取得
2007年7月	家庭用電気製品の販売員を専門とした人材派遣業事業を開始
2008年4月	大阪市中央区へ本社移転
2008年7月	京都市の人材派遣会社を買収し、他業種への派遣事業に参入
2008年11月	有料職業紹介事業許可を取得
2010年1月	登録電気工事事業者を登録
2010年4月	ノベルティー商品の販売を開始
2010年6月	オール電化・太陽光発電システム等の電気工事業を開始
2013年1月	宅地建物取引者免許を取得
2013年2月	不動産取引事業を開始
2015年5月	建設業（種類：電気工事業）許可を取得
2022年8月	建設業（種類：内装仕上工事業）許可を取得
2022年12月	学校法人大阪キリスト教学院（現、OCC）と資本・業務提携を締結
2023年1月	東京本社設置、教育事業開始
2023年3月	建設業（種類：塗装工事業）許可を取得

2.2 業界動向

【人材派遣業界】

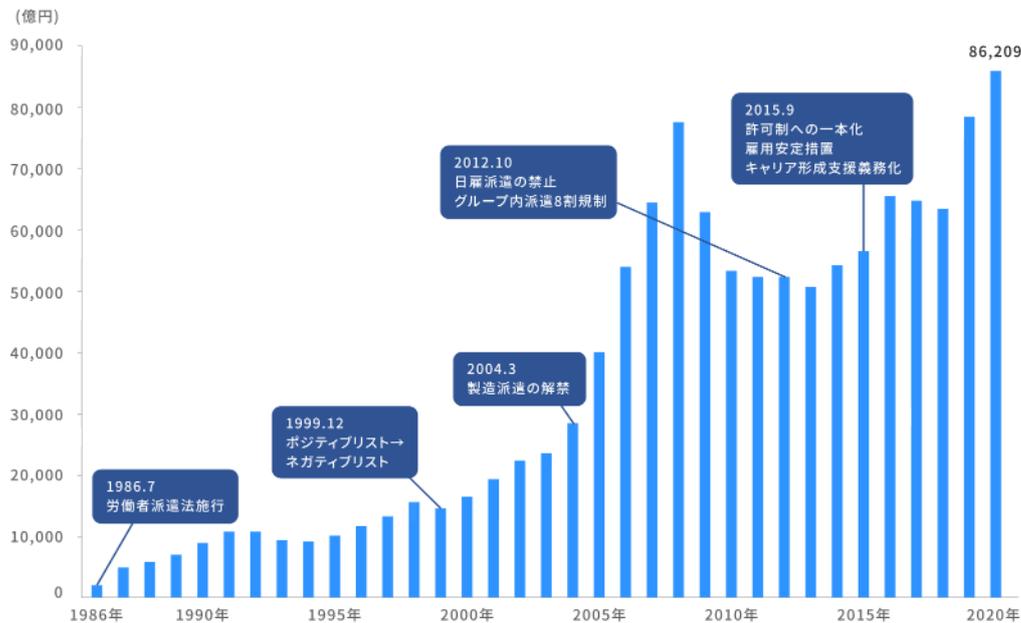
労働者派遣売上高は厚生労働省「労働者派遣事業報告書」によれば、労働者派遣法（以下、派遣法）が施行された1986年度は1,968億円であったが、2004年3月の製造業への派遣解禁により2005年度には4兆351億円、2008年度には7兆7,892億円まで急拡大し、2008年9月のリーマンショックを契機とした世界金融危機や2012年10月に実施された制度改革（日雇派遣の禁止、グループ内派遣8割規制導入）により2013年度には5兆630億円まで減少後、2021年度には8兆2,363億円まで増加している。

事業所数は2015年に77,956事業所（届け出事業所59,553、許可事業所18,403）まで拡大したが、2018年度より事業所が許可制のみ（2015年の派遣法改正^{※3}）に変更となったことから、2018年には38,128事業所まで減少し、直近（2022年）では43,080事業所となっている。事業所数は法人数ではなく支社や支店を含めたもので、法人数等については総務省の経済センサス（2021年度）で7,785社となっている。

※3 2015年の派遣法改正以前は、許可制の一般派遣事業と届出制の特定労働者派遣事業が認められていた。特定労働者派遣事業は、法律で定められた26職種の専門性のある人を「常時雇用」を前提に事業を行うものであったが、「常時雇用」の明確な定義がなかったため、リーマンショック後の不況時

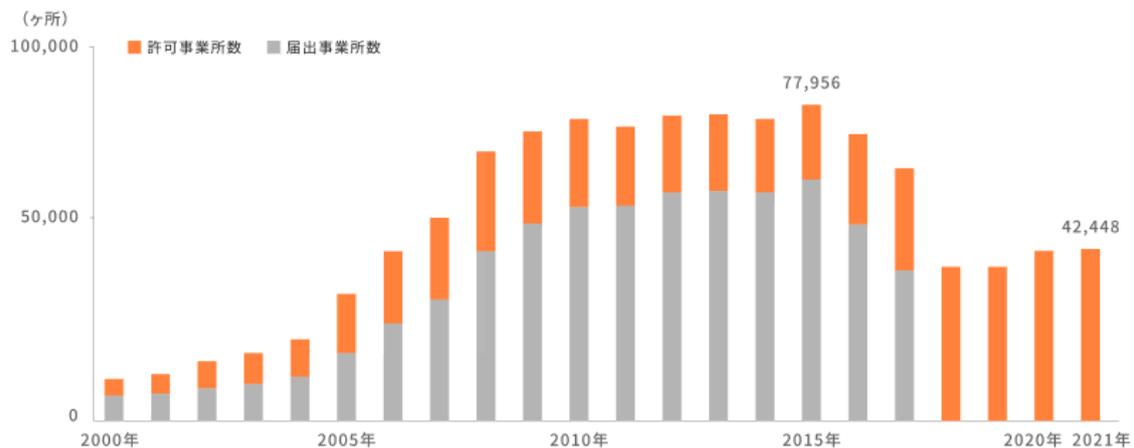
には1年毎の有期雇用が繰り返される等、「常時雇用」が機能不全となったことから、許可事業所に1本化され、同時に派遣事業者には「教育訓練計画」「キャリア・コンサルティング相談窓口の設置」等、キャリア支援体制の構築も必要となっている。

資料④：派遣事業売上高推移



出典：日本人材派遣協会 HP より

資料⑤：派遣事業所数推移



出典：日本人材派遣協会 HP より

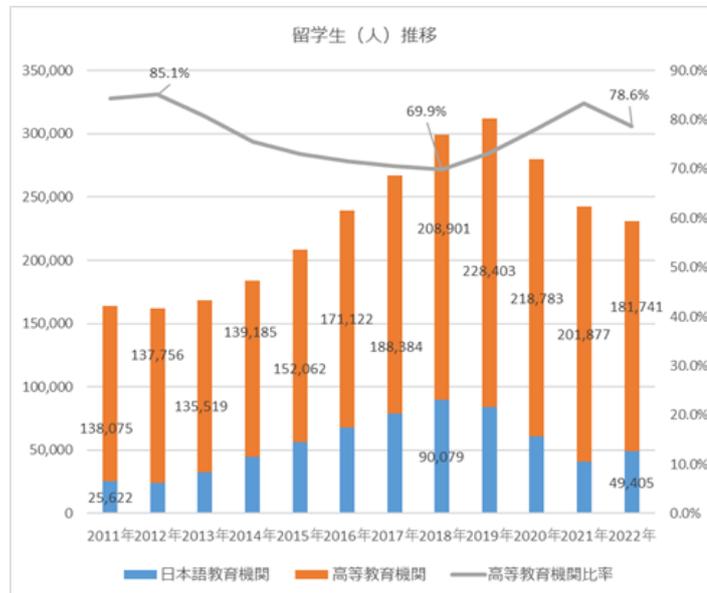
【外国人留学生の受入れ状況】

日本政府による外国人留学生政策は、1983年に「留学生受け入れ10万人計画」、2008年に「留学生30万人計画」と発展し、2019年にはその目標を達成したが、その後の新型コロナ禍により、約24万人まで一時的に減少したが、足元は回復傾向（出入国管理事務所が公表している外国人留学生数（2023年6月）が前年同月比107.3%）にある。

更に日本政府は外国人留学生の受入れ拡大を目指し、2023年3月に教育未来創造会議^{※4}で2033年までに外国人留学生受入れを40万人とする新たな外国人留学生計画策定の意向を示し、目標達成のために、①有望な外国人留学生の受入れを進めるための環境整備、②在留資格に関する見直しや企業への就職円滑化と定着の促進、③国際化に取り組む大学の環境整備や外国人材への魅力的な教育環境整備を掲げ、外国人留学生が労働者または生活者として日本社会に根を下ろすことを目指した政策を実施しようとしている。

※4 日本の未来を担う人材を育成するための等教育をはじめとする教育の在り方等を提言する機関。内閣総理大臣を議長とし、内閣官房に設置されている。会議の構成員は国務大臣ならびに学識者等で構成され、大阪キリスト教短期大学の副学長である平原 依文氏が構成員となっている。

資料⑥：外国人留学生受け入れ推移



出典：独立行政法人 日本学生支援機構 HP より

【介護人材不足状況と介護分野の外国人受入実績】

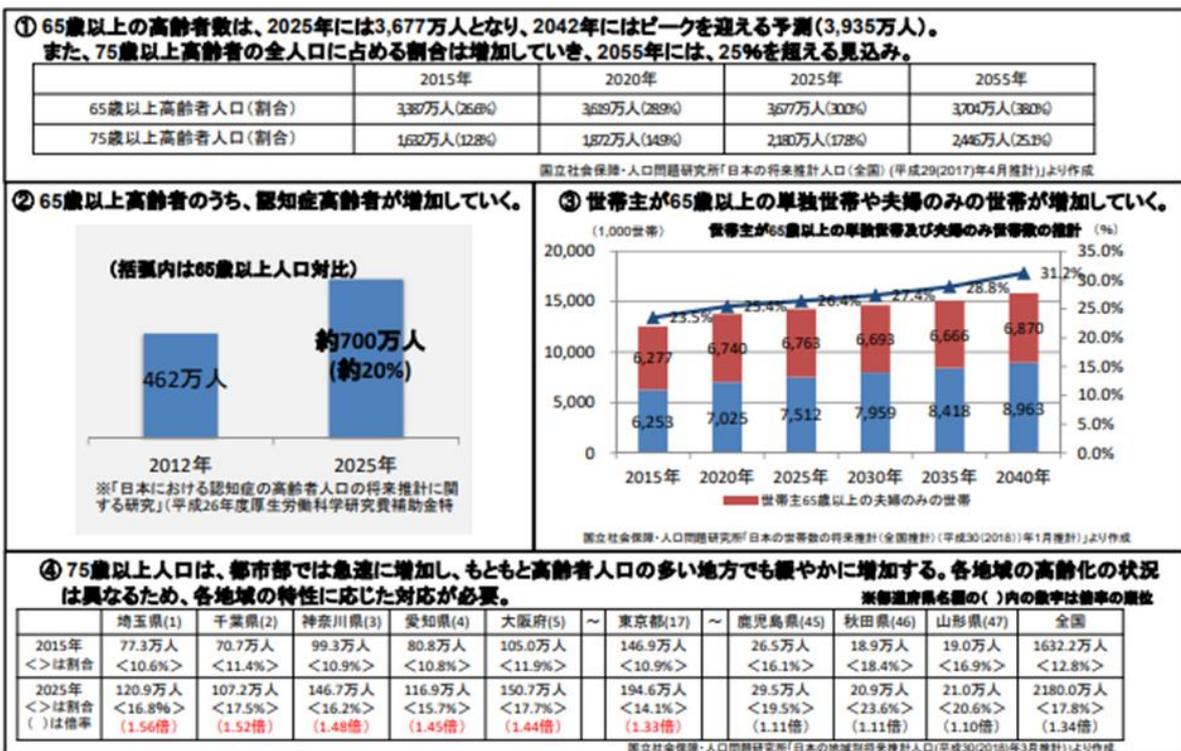
65歳以上の高齢者数は2025年には3,677万人、2042年には3,935万人とピークとなることが予測され、介護サービス需要は更に高まることが見込まれている。一方、生産年齢人口は急速に減少し、特に現役世代が流失する地方では、介護人材不足が顕在化し、深刻な問題となっている。

社会保障審議会介護保険部会（「介護保険制度の見直しに関する意見」2022年12月）では、「国内における人材確保に加え、海外からの人材確保についても、定着の状況を把握しつつ、海外人材に対する介護分野での就労に関心を促す取り組みや介護事業所等とのマッチング支援等の受入促進の観点も含め、引き続き促進することが必要である。我が国で介護職として活躍を希望する外国人介護人材に対し、引き続き受入・定着を促しながら、日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」と政策の方向性を示している。下記の表は介護業界で受け入れている外国人の

在留資格別の実績（出典：厚生労働省「介護分野における特定技能協議会運営委員会」（2023年3月）である。

在留資格	受入実績	備考
在留資格「介護」	5,339人（2022年6月末）	入管庁データ
特定技能	17,066人（2023年1月末）	入管庁データ（速報値）
技能実習	15,011人（2022年6月末）	入管庁データ
EPA 介護福祉士・候補者	3,257人（2023年1月1日） （うち、資格取得者 635人）	国際厚生事業団調べ

資料⑦：今後の介護保険をとりまく状況



出典：厚生労働省「第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について」より

2.3 企業理念、経営方針等

【ビジョン】

価値創造・見返りビジョン
<p>「多様な働き方を支援するソーシャルベンチャー（社会的企業）」として、IT デジタル（テック）を活用しながら、付加価値の高い人「財」ビジネスを展開し、一定規模（年商 100 億円程度）を確保し上場（IPO）を通じて、「バリュー・スタッフ（付加価値高い社員）」を業界を超えて創発し、儲ける</p>

【戦略】

<p>(1) 戦略の柱 A：人材派遣事業の大阪以外の都心展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 派遣業のエリア拡充：大阪に加えて、東京、名古屋、福岡へ展開。
<p>(2) 戦略の柱 B：保育・教育分野、IT 分野での事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 派遣・紹介セグメントの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・都心部の保育者（ベビーシッター含む） ・小中学校の先生サポート ・保育・教育分野の IT エキスパート
<p>(3) 戦略の柱 C：教育や研修を活用したプラットフォーム展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教育・研修事業の新規展開 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者・教師向け ・教育・HR テック人材向け
<p>(4) 戦略の柱 D：社会的企業としての大家向けフィービジネス展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 経済性のある買取リノベ再販に加えて、社会的課題解決のためのリノベーション運営支援

2.4 事業活動

バリュー・スタッフは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減への取り組み】

大気汚染に関しては、使用する営業車（ガソリン車）は7台と多くないが、エコドライブの励行に加え、車両代替時に一部の車両を電気自動車に変更することも検討している。

省資源化に関しては、事業のデジタル化を更に推進し、会議資料を中心とした内部資料のペーパーレス化を徹底し、紙の使用を削減する意向である。

【教育（リスキリング）事業への取り組み】

2024年10月よりOCCグループは、保育者、元保育者、サービス業・接客業従事者等を対象とした教育（リスキリング）事業（①保育 ICT 人材養成講座、②デジタル人材入門講座～DX サポーター編、③デジタル人材入門講座～IT パスポート試験対策講座編、同年11月より④児童発達支援基礎講座、⑤オフィスワーカー入門講座）の開始を予定している。全講座はweb オンデマンド方式により、大阪キリスト教短期大学で行い、バリュー・スタッフは受講生の募集やセカンドキャリア形成に係る相談対応、そして受講終了後の就職先の紹介等を行う予定である。現在計画している講座受講者終了者数は、初年度350名、次年度は500名としている。

厚生労働省の産業別賃金によれば、「宿泊業、飲食サービス業」が最も低い状況にあり、OCCグループは他業態より低い賃金となっている業態の従事者に、リスキリングによるセカンドキャリア形成に協力する意向である。

資料⑧：産業別賃金状況（年齢35～39歳）

（金額：千円）

	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービス 業、娯楽業	医療・福祉	情報通信業	学術研究、 専門・技術サービス
男女計	267.7	280.4	300.8	382.0	378.9
女性	230.8	246.7	276.1	339.6	326.9
比率（注）	1.00	1.07	1.20	1.47	1.42

（注）宿泊業、飲食サービス業（女性）の賃金を「1」として比較したもの

出典：厚生労働省（2022年賃金構造基本統計調査）を参考に商工中金経済研究所が作成

【ダイバーシティへの取り組み】

・外国人雇用への取り組み

OCCグループに属する企業として、大阪キリスト教短期大学で行っている外国人留学生の受け入れ事業に協力することにより、外国人留学生向けに①アルバイト（原則週28時間、夏休み等の長期休暇中は週40時間）先の紹介（派遣）、②資格取得後の就職先の紹介を積極的に展開する方針である。

現在の人材派遣事業・人材紹介事業は、家電量販店等で販売経験のある日本人中心のビジネスモデルとなっているが、今後は外国人留学生向けの事業に注力することにより、派遣事業に係る有期契約社員（外

国人)を大幅に増加させる意向である。

大阪キリスト教短期大学において、2023年10月より新設された日本語別科には128名の外国人留学生在が入学し、2024年4月には370名(全学科合計)が入学した。これはOCCグループが外国人留學生に提供する総合的なサービスを積極的に情報発信したためと考えられる。今後OCCグループが行う、資格取得に向けた教育、資格取得後にバリュー・スタッフが展開する派遣事業の社員(有期)となることも見込まれ、バリュー・スタッフとしても当該事業を積極的に展開していく方針である。

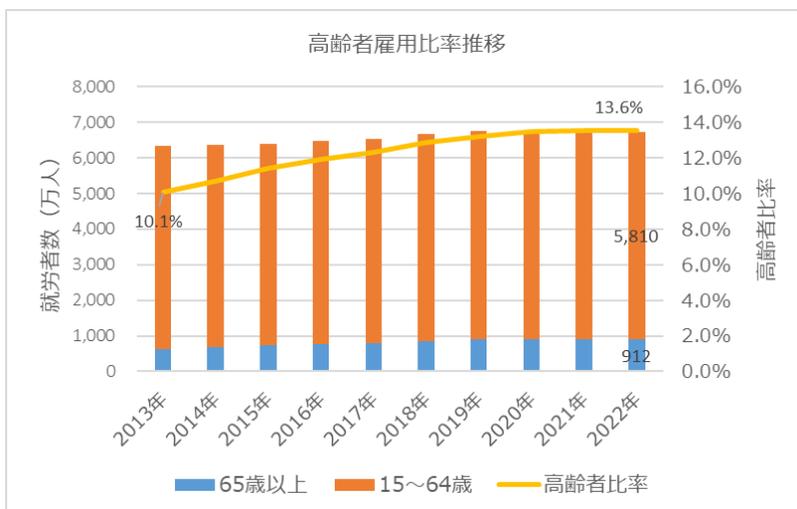
・女性・高齢者雇用への取り組み

バリュー・スタッフの派遣登録社員(有期契約)401名の内、女性は151名、65歳以上の高齢者は47名の状況であり、女性比率は37.6%、高齢者比率は11.7%となっている。

高齢者雇用比率は、国内平均13.6%(資料⑨参照)を若干下回っているが、家電量販店が必要とする人材は、高度な商品知識とそれを来店客に適切に伝えるという高度なノウハウを必要とすることから、経験豊富で能力のある高齢者を積極的に採用していく意向である。

女性比率に関しては、OCCグループで行っている外国人留學生受け入れ事業や今後実施予定の教育(リスキリング)事業に関しては、対象者は主に女性を想定しており、介護資格を取得並びにリスキリング講座受講を終了した女性を、派遣事業に係る従業員として積極的に採用する意向である。

資料⑨：高齢者雇用比率推移



出典：厚生労働省公開資料から商工中金経済研究所が作成

【労働災害防止への取り組み】

自社の従業員に係る労働災害に関しては、直近3ヶ年発生していない。一方、派遣事業に係る契約社員では2023年8月に発生している。内容は派遣先での冷凍倉庫内での転倒事故である。再発防止策等は派遣先で策定している。バリュー・スタッフとしては、派遣事業に係る契約社員の労災事故防止のために、派遣先が実施すべき再発防止策の取り組み状況をフォローすることにより、労働災害防止に取り組んでいる。派遣

事業に係る労働災害も、直近 3 ヶ年では本件のみで、派遣事業に関しても労働災害発生リスクが少ない事業への派遣比率が高い事業構造となっている。

【有給休暇取得率向上・時間外労働の削減への取り組み】

バリュー・スタッフは、自社の従業員並びに派遣事業に係る社員（有期）から、有給休暇取得の申し出があった場合は、基本的には申し出通りの休暇取得を認めているが、有給休暇取得率は（有期契約社員含む）は、国内平均 58.3%（2022 年就労条件総合調査 厚生労働省）を下回る水準にある。その要因は、家電メーカー等に派遣している人材は高い商品知識を有した人材で、自身が有給休暇を取得することにより、派遣先ならびに派遣元にも迷惑を掛けるとの意識が強いことが想定される。

有給休暇取得率向上のために、派遣事業に係る社員に対して、上記のような懸念を持たれないような社内体制（交代要員の確保等）や社員教育を行うことにより、有給休暇取得率向上に取り組む意向である。

バリュー・スタッフの従業員（正社員）に係る勤務実態は、事業内容によって異なっている。特に不動産事業は、顧客の意向に対応する必要があることから、従業員の出退勤に対して弾力的な運用を認めており、その関係で時間外労働に関しても見做し残業手当を支給している。見做し残業手当を超過する時間外労働の実績は殆ど発生しておらず、36 協定等の法令は遵守されている。バリュー・スタッフとしても勤務実態の管理を強化・有給休暇取得率向上を図るために、2024 年 1 月より勤怠管理アプリを導入し、試行運用を開始している。今後は、試行運用から得られたデータや運用上の課題を分析し、本格導入を行うことにより、従業員の勤務実態の正確な把握の加え、各従業員が有給休暇残存日数等の情報アクセスを可能にし、従業員の健康管理、仕事の効率化を推進する意向である。

【人材不足が社会問題化している業界への人材供給への取り組み】

OCC グループで 2023 年 10 月から開始している外国人留学生の受け入れ事業により、人材不足が社会問題化している介護業界、IT 人材不足により DX 化への取り組みが遅れている中小企業等に対して、専門知識を習得した外国人を供給することにより、日本国内の社会システム維持・向上に貢献していく意向である。

具体的には、介護業界については介護福祉士の資格を有した外国人の供給を 2025 年 4 月より開始し、初年度は 80 人、2030 年度には 120 人を供給し人材不足解消の一躍を担う方針である。

IT 分野についても、基本情報技術者の資格を取得した人材の供給を 2026 年 4 月より開始し、初年度は 80 人、2030 年度には 160 人を IT 人材確保に苦慮している中小企業等に供給し、DX 化推進に貢献する意向である。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	臨時労働者派遣 自己所有物件または賃貸物による不動産業 その他家庭用品卸売業
ポジティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、文化・伝統、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、文化・伝統、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用、経済収束	➢ 介護業界への人材供給への取り組み
教育	➢ 教育（リスキリング）事業への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティへの取り組み
雇用、経済収束	➢ IT人材確保が遅れている中小企業等へのIT人材供給への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生	➤ 労働災害防止への取り組み
雇用	➤ 労働環境改善への取り組み
大気、気候	➤ 保有車両によるエコ運転の徹底への取り組み
資源効率・安全性、廃棄物	➤ 会議資料を含めて内部資料で使用する紙の削減への取り組み

バリュー・スタッフの事業に関しては、UNEP FI のインパクト分析で発出されたポジティブ並びにネガティブ・インパクトの内、バリュー・スタッフの不動産事業は、不動産の売買、仲介が主体であることから、「住居」、「文化・伝統」を特定していない。また、「水（質）」「土壌」は、全事業が与える影響は軽微であること、「生物多様性と生態系サービス」は、その他家庭用品卸売事業では商品輸送を外部委託しているが、委託分を含めて大気・水質汚染の発生につながる懸念や、生物多様性にネガティブな影響を与える懸念が少ないこと、「経済収束」は、その他家庭用品卸売事業ではサプライチェーン上などでネガティブな影響を与えるものはないことから、ネガティブ・インパクトとして特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

バリュー・スタッフは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用、経済収束	
取組内容（インパクト内容）	介護業界への人材供給（派遣・紹介）への取り組み	
KPI	2030 年までに派遣事業における介護事業者向けの売上高を 150 百万円（現状実績なし）にまで拡大する （決算期基準） 2030 年度以降の目標はその時点で決定する	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ OCCグループで取り組みを開始している外国人留学生に対する介護福祉士資格取得支援により、資格を取得した外国人留学生（在留資格を有した）をバリュー・スタッフが介護事業者に派遣等を行うことにより、介護事業者向け売上高の拡大を目指す 	
貢献する SDGs ターゲット	9.1	<p>全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> 

特定したインパクト	教育	
取組内容（インパクト内容）	教育（リスキリング）事業への取り組み	
KPI	2030 年度までにリスキリング事業による講座受講終了者を 1,000 人以上とする（現状実績なし） （決算期基準） 2030 年度以降の目標はその時点で決定する	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ OCCグループで取り組みを開始している、リスキリング事業における受講生の募集やセカンドキャリア形成に係る相談対応、そして受講終了後の就職先の紹介等の役割を担うことにより、目標を達成する 	
貢献する SDGs ターゲット	4.3	<p>2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> 

	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
--	-----	--	---

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティへの取り組み		
KPI	<p>2030 年度までに派遣事業に係る社員（有期）数に占める外国人比率 30%以上（現状実績ゼロ）、女性比率比率 50%以上（現状 37.6%）、65 歳以上の高齢者数を 52 名以上（現状 47 名）とする</p> <p>（決算期基準）</p> <p>2030 年度以降の目標はその時点で決定する</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ OCC グループで取り組みを開始している①外国人留学生受け入れ事業、②リスキリング事業により、派遣事業に係る社員に占める外国人比率・女性比率の向上を図る ➢ 家電等の販売スキルを有する高齢者を積極的に採用する 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用
取組内容（インパクト内容）	労働環境改善への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度までに有給休暇取得率（平均）を 70%以上とする（決算期基準）2030 年度以降の目標はその時点で決定する ・2024 年度までに勤怠管理アプリの本格導入を開始し、2025 年度にその実績データを分析し、課題がある場合は KPI 設定を検討する

KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 派遣社員が休暇を取得した場合でも派遣先に代替人材を派遣できる体制をより強化する ➤ 派遣事業に係る契約社員に対しても、計画的な有給休暇取得取得を奨励する ➤ 現在試行運用している勤怠管理アプリの実績データや運用上の課題を解決し、本格運用への移行を行う 	
貢献する SDGs ターゲット	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

なお、ネガティブ・インパクトである「保健・衛生」、「大気」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」については、現状の取り組みを継続して行っていく意向であり、既に各項目のインパクトは非常に小さいレベルにあることから、KPI の設定は行っていない。

5.サステナビリティ管理体制

バリュー・スタッフでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、根岸代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、根岸代表取締役を最高責任者とし、茶畑管理部長をプロジェクト・リーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 根岸 正州
(プロジェクト・リーダー)	管理部長 茶畑 克彦
(事務局)	管理部

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、バリュー・スタッフと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、バリュー・スタッフと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。バリュー・スタッフは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認し

た。また、商工中金は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 本間 崇

〒105-0012

東京都港区芝大門2丁目12番18号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190